

秋田県農業信用基金協会 ・ JA 多目的ローン

1. ご利用になれる方	<p>(1)当JAの組合員の方。</p> <p>(2)お借入時の年齢が満18歳以上75歳未満であり、最終償還時の年齢が満80歳未満の方。</p> <p>(3)前年度税込年収が200万円以上(正組合員の方は150万円以上)ある方(自営業者の方は前年度税引前所得とします)。</p> <p>(4)原則として、勤続(または営業)年数が1年以上の方。</p> <p>(5)生活の本拠が定まっている方(農業者以外の自営業者の方については、ご本人またはご家族の持ち家であること)。</p> <p>(6)当JAが指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>(7)その他当JAが定める条件を満たしている方。</p>
2. 資金用途	<p>生活に必要とする一切のご資金とし、資金用途の確認可能なものとします。</p> <p>ただし、以下の資金は対象外とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①JAで納付される相続税・贈与税を除く税金支払資金 ②負債整備資金 ③所定の期日経過後の経済未収金の肩代り資金 ④営農資金および事業資金
3. 融資金額	10万円以上500万円以内、1万円単位とし、所要金額の範囲内とします。
4. 融資期間	6か月以上10年以内とします。
5. 融資方法	証書貸付
6. 返済方法	<p>返済方法は、以下のいずれかから、ご選択いただけます。</p> <p>(1)元利均等返済(毎月の返済額(元金+利息)が一定金額となる方法)とします。</p> <p>(2)返済方式は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 毎月返済方式 ② 年2回返済方式(専業農業者の方に限ります) ③ 年1回返済方式(専業農業者の方に限ります) ④ 特定月増額返済方式 <ul style="list-style-type: none"> ・毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式です。 ・特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。
7. 連帯保証人	当JAが指定する保証機関(秋田県農業信用基金協会)の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
8. 徴求書類	<p>(1)所得証明書</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 給与所得者 … 源泉徴収票又は給与証明書 ・ 自営業者 … 納税証明書その2または確定申告書(写) ・ 農業者 … 確定申告書(写)またはJA発行の所得証明書も可 <p>(2)本人確認資料 … 運転免許証又は健康保険証(写)</p> <p>(3)勤務地の確認資料 … 健康保険証の写し</p> <p>(4)用途証明書 … 見積書又は売買契約書又は注文書(写)</p> <p>(5)その他、必要となる書類</p>